

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	29 件
国民年金関係	21 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 56 年 3 月まで

私は、昭和 48 年 3 月に転居後、国民年金の住所変更手続きを行っていなかったため、国民年金保険料を納付していなかった。そのことを気にしていた父親が、53 年春頃に私の国民年金の住所変更手続きを行い、その頃に併せて私の夫に国民年金の加入及び納付を勧め、それを契機に夫は国民年金の加入手続きを行い、保険料の納付を始めた。

父親が住所変更手続きした際に納付書の送付先を実家宛てに変更したと聞いており、届いた納付書により、私が第 3 号被保険者になるまで父親が金融機関で国民年金保険料を納付していたと聞いていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が申立人の父親に勧められて国民年金の加入手続きを行った昭和 53 年の春頃に、父親が市役所で申立人の国民年金の住所変更手続きを行ったと主張しているところ、夫の国民年金の加入手続き時期は、国民年金被保険者名簿から同年 6 月と確認できることから、申立内容と一致している。

また、申立人は、その父親が納付書の送付先を実家宛てに変更し、実家近くの金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた市から申立人の実家宛てに納付書が送付されたかについて、同市役所は資料が無いため不明としているが、申立人が所持している昭和 58 年度以降の領収証書には、申立期間当時の申立人の住所が記載されているものの、保険料の納付先は、申立人の主張どおり、実家近くの金融機関であることが確認できることから、その父親が申立人の保険料を納付していたと考

えても不自然ではない。

さらに、申立人のオンライン記録では、申立期間直後の納付記録が追加されており、当時、行政側の事務処理又は記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

加えて、申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間について、未納は無く、任意で国民年金に加入している上、付加保険料を納付している期間もあるなど、国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 8 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月から 44 年 6 月まで
② 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 52 年 8 月から 53 年 9 月まで
④ 昭和 54 年 3 月
⑤ 昭和 55 年 4 月から平成 2 年 2 月まで

私は、国民年金に加入後は、自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していた。

昭和 43 年 8 月に結婚してからは、私が、夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していたはずである。

昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの期間については、国民年金保険料の申請免除期間とされているので、その後の申立期間⑤についても保険料の申請免除期間とされているはずである。

申立期間①から⑤までの国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③のうち昭和 52 年 8 月から 53 年 3 月までの期間について、申立人の特殊台帳の昭和 52 年度の納付記録欄には、「年度完納」のゴム印が押されているものの、その上に横線が引かれ、同年度のうち、昭和 52 年 8 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされているが、i) 申立人は、43 年 8 月に結婚してからは、申立人が夫婦二人分の保険料と一緒に納付していたはずであると主張していること、ii) 申立人及びその妻の特殊台帳の昭和 50 年度及び 51 年度の納付記録欄には、「年度完納」のゴム印

が押され、申立期間③の直前である昭和 52 年 4 月から同年 7 月までの期間は夫婦共に納付済みとされている上、当該年度の申立人の妻の保険料は納付済みとされていることから、申立期間③のうち、昭和 52 年 8 月から 53 年 3 月までの申立人の保険料が納付されていたと考えても不自然ではない。

2 一方、申立期間①、②、③のうち昭和 53 年 4 月から同年 9 月までの期間及び申立期間④について、申立人は、国民年金に加入後は、自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を納付し、43 年 8 月に結婚してからは、申立人が、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたはずであると主張しているが、申立人は、当該期間当時の保険料の納付時期、納付金額等についての記憶が無いと述べていることから、当該期間当時の保険料の納付状況は不明である上、申立期間①のうち申立人が結婚した同年同月から 44 年 6 月までの期間、申立期間②、③のうち 53 年 4 月から同年 9 月までの期間及び申立期間④の申立人の妻の保険料は未納とされている。

また、口頭意見陳述を実施した結果でも、申立人が申立期間①、②、③のうち昭和 53 年 4 月から同年 9 月までの期間及び申立期間④の国民年金保険料を納付していたとの心証を得ることができなかつた上、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの期間が、国民年金保険料の申請免除期間とされているので、その後の申立期間⑤についても保険料の申請免除期間とされているはずであると主張しているが、申立人は、申立期間⑤当時に保険料の免除の申請手続を行った記憶が無い上、申立人の特殊台帳やオンライン記録でも、申立期間⑤当時に保険料の免除の申請手続が行われていた形跡は見当たらないことから、申立期間⑤が保険料の申請免除期間であると推認することはできない。

加えて、口頭意見陳述を実施した結果でも、申立人が申立期間⑤の国民年金保険料を免除されていたとの心証を得ることができなかつた上、申立期間⑤の保険料が免除されていたことを示す関連資料が無く、ほかに申立期間⑤の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 8 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月
② 昭和46年5月及び同年6月まで
③ 昭和46年12月から47年2月まで
④ 昭和48年1月から同年3月まで

私は、昭和46年頃からA社などで夏場を中心に季節的業務に従事し、仕事が無い冬場は失業保険を受給することが多かった。このため、夏場は会社が厚生年金保険の加入手続きを行い、仕事がない期間は自分で厚生年金保険の資格喪失日に国民年金加入の手続きをし、B市の窓口で国民年金の保険料を支払った。

申立期間①から④について、国民年金保険料を支払ったにもかかわらず、国民年金の保険料の納付記録が欠落しているので訂正してほしい。

また、申立期間①については、国民年金保険料の還付を受けた記憶は無い。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人のオンライン記録では国民年金保険料が未納となっているが、申立人が昭和36年4月に国民年金の被保険者となったC町の国民年金被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）には、46年4月16日に保険料が納付されている記録が認められるとともに、申立人が45年10月に転居したとしているB市の被保険者名簿においても、保険料が納付されている記録が認められる。

また、社会保険事務所（当時）の特殊台帳には、昭和45年12月から46年4月までの国民年金保険料を還付している記録が認められるが、これは申

立人が45年12月から46年4月までD社に勤務していた期間（厚生年金保険被保険者期間は、45年12月7日から46年4月25日まで）において、重複して徴収した保険料を還付したことを示しているが、申立期間①は国民年金の強制被保険者期間であり、本来、保険料を還付する必要がないにもかかわらず還付していることが認められ、事実と異なる資格喪失手続により還付手続が行われたことから、当該期間の保険料は納付されていたものと考えられる。

2 一方、申立期間②、③及び④について、申立人は国民年金保険料をA社の資格喪失日にB市で納付したと主張しているが、オンライン記録によると、当該期間の国民年金被保険者資格記録は、平成6年6月及び20年7月に、訂正追加されていることが確認できることから、当該期間当時、当該期間は国民年金の未加入期間であり、申立人の国民年金の加入手続が行われていたとは考えにくく、申立内容と一致しない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年11月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月から7年3月まで

私の母親は、私が会社を退職した後の昭和62年7月頃、市役所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、母親が、私の両親と私の3人分を送付されてきた納付書により金融機関で一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その母親が申立人の両親及び申立人の3人分を納付書により金融機関で一緒に納付していたと主張しているところ、オンライン記録から確認できる範囲において、申立人及びその両親の保険料の納付日はおおむね同一である上、その両親の当該期間の保険料は、納付済みとなっていることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間の前後を通じて、申立人及びその両親の住所や職業に変更は無く、申立人の生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の5か月と短期間である当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を16年以上にわたって全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 6520

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの期間及び同年7月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付したものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から45年3月まで
② 昭和45年7月から同年10月まで

私の国民年金について、母親が加入手続を行い、国民年金保険料も母親が集金人に納付していたはずであるのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月及び4か月とそれぞれ短期間である上、申立人は、申立期間を除き60歳に達するまでの国民年金加入期間に係る国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から昭和44年11月に払い出されていることが確認できることから、申立人の加入手続時期は同年同月頃と推認でき、申立期間①のうち44年4月から同年10月までの期間については、保険料の現年度納付が可能な期間である上、申立期間当時、申立人が居住していた市においては「国民年金への加入手続時に、被保険者に対して現年度分の保険料については納付勧奨を行っていた。」と回答していることから、保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間①のうち昭和44年11月から45年3月までの期間については、国民年金の加入手続をしておきながら、加入直後である当該期間の国民年金保険料を納付していないことは考え難い。

加えて、申立期間②について、同じ昭和45年度である直前の3か月が納付済みであることから、申立期間②が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 6 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月から 54 年 3 月まで

私は、時期や場所については、はっきりと憶^{おぼ}えていないが、母親が、私の国民年金の加入手続きを行ってくれたと思う。

国民年金保険料については、母親が、店に来ていた金融機関の職員を通じて、私、母親及び父親の 3 人分を一緒に納付していたので、申立期間の保険料も、母親が納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期や場所については、はっきりと憶^{おぼ}えていないが、その母親が申立人の国民年金の加入手続きを行ってくれたと思うと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続きが行われたのは、昭和 54 年 4 月頃であると推認され、その時点において、申立期間は、国民年金保険料を遡って納付することが可能な期間である。

また、申立人は、その母親が、店に来ていた金融機関の職員を通じて、申立人、その母親及び父親の 3 人分の国民年金保険料を一緒に納付していたので、申立期間の保険料についても、その母親が納付していたはずであると主張しているところ、i) その母親は、国民年金制度発足当初の昭和 36 年 4 月から 61 年 7 月までの 25 年以上にわたる期間の保険料を全て納付していること、ii) 申立人の父親の 22 年以上にわたる国民年金加入期間中の保険料は全て納付済みとされていること、iii) 申立人の申立期間直後の 54 年 4 月以降の保険料は全て納付済みとされていることから、申立人の母親は、保険料の納

付意欲が高かったものと認められ、その母親が、10 か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えるも特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、会社を退職した直後の昭和 54 年 5 月に、国民年金に加入し、結婚後は、任意加入被保険者として国民年金保険料を納付し続けていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入してから第 3 号被保険者となるまでの間、国民年金保険料をずっと納付していたと主張しているところ、申立期間を除き、国民年金加入期間に保険料の未納は無く、数回にわたる転居の際の住所変更手続及び任意加入被保険者から第 3 号被保険者への種別変更手続も適切に行っていることが確認できることから、国民年金に対する関心及び保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間前に複数年にわたり国民年金保険料を前納していることに加え、申立期間当時、申立人の夫の標準報酬月額は上位等級に移行したことが確認できることから、保険料を納付するための資力は十分あったものと推認され、12 か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月

申立期間当時、私は学生であったため、母親が、国民年金の加入手続きを行い、学校を卒業するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。

私は、ねんきん定期便で国民年金保険料の未納期間があることを知り、年金加入記録回答票を送付したところ、年金事務所から、国民年金加入記録及び保険料納付記録に漏れや間違いは無く、保険料を還付しているとの説明を受けたが、平成7年度の保険料の1年分を銀行で納付書により納付した領収証書を所持しており、もし、不足分の保険料の納付書を受け取っていれば、母親は、必ず納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ1か月と短期間で、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立人の保険料を納付したとするその母親は、第3号被保険者となる前の任意加入期間及びその夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失後、60歳に達するまでの期間において国民年金に加入し、加入期間において保険料の未納は無く、保険料の納付意欲は高かったものと考えられる。

また、申立人が所持している平成7年度の国民年金保険料領収証書の前納欄に平成8年4月30日付けで銀行の取扱印が押されており、収納が行われた時点では前納による取扱期限を経過していたが、オンライン記録から、同年6月28日に充当処理でなく、定額保険料として収納処理が行われていることが確認できる。

さらに、管轄年金事務所から、「当時の資料は保管されていないため確認

できないが、このような場合、本来なら申立人に連絡し、過誤納に係る充当処理を行い、還付決議後に、申立期間の保険料の納付書を発行していたと思う。」との意見を得ていることから、還付決議後に、申立人に対して申立期間の納付書が発行されていたと考えられる。

加えて、申立人が所持する平成8年度の国民年金保険料領収証書から、申立人の同年度分の保険料は、上記還付決議が行われた日より後の平成8年8月23日に銀行で当該年度の1年分を一括して現年度納付されていることが確認でき、納付意識の高い申立人の母親が、申立期間の保険料が未納であることを認識しながら、あえて当該期間1か月のみの保険料を納付しなかったとは考えにくく、還付決議後に発行された納付書により、当該保険料を追加納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

私が20歳になった昭和45年頃、母親が私の国民年金の加入手続を町役場で行った。

申立期間の国民年金保険料については、転居した昭和50年2月当時は、長男の出産前であったため保険料は納付していなかったが、同年12月に集金人に申立期間の過年度の保険料3か月分及び同年4月から同年12月までの保険料をまとめて納付したところ、集金人から過年度の保険料は本来徴収することができないので領収書は所持していないと言われ、手書きの領収書を集金人から渡された。

私は申立期間直前の昭和49年10月から申立期間後の50年12月までの全ての期間の領収書を所持しているにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、転居した昭和50年2月当時は出産前であったため申立期間の国民年金保険料は納付していなかったが、同年12月に集金人に申立期間の過年度の保険料3か月分及び同年4月から12月までの保険料をまとめて納付したと主張しているところ、当時、申立人が居住していた地域では集金人による保険料徴収が行われていたことが確認でき、申立内容と一致する。

また、申立人が所持している集金人から渡されたとする申立期間の手書きの領収書の筆跡及び印は、申立期間の保険料と同一日に納付したとする昭和50年4月から同年12月までの領収書の筆跡及び印と同一であることが認められる。

さらに、申立人は、集金人に申立期間の過年度の国民年金保険料3か月分及び昭和50年4月から同年12月までの保険料をまとめて納付したところ、集金人から本来集金人には徴収することができない過年度の保険料の領収書は所持していないと言われ、手書きの領収書を集金人から渡されたと述べるなど、申立内容は具体的かつ鮮明である。

加えて、申立人は、申立期間を除いて国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、国民年金に任意加入するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められるとともに、申立期間は3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和53年11月10日）及び資格取得日（56年11月20日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を53年11月から54年9月までを26万円、同年10月から55年9月までを28万円、同年10月から56年9月までを30万円、同年10月を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年11月10日から56年11月20日まで
私は、昭和51年9月1日から59年1月末日までA社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。1日の欠勤も無く勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人は、A社において昭和53年11月10日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、56年11月20日に同社において再度同資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の元社員及び当時A社を担当していた税理士の証言並びに同僚が所持する同社の社内報の記載内容から、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の元社会保険及び給与事務担当者は、「当時、A社では、正社員は全員厚生年金保険に加入させており、職種により異なる取扱いをしていなかった。申立人は、B営業所のC職であり、C職は、ほかの正社員同様、毎月25日に給与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたは

ずである。」と述べているところ、申立人と同様、同社のC職であり、かつ申立人と同日の昭和54年5月10日に同社の取締役就任した元社員2名の厚生年金保険の被保険者記録はいずれも継続している。

さらに、A社の別の給与支給事務担当者は、C職の給与は固定であり、申立人だけがほかのC職と異なる取扱いであった記憶は無い旨供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間において申立人と同じC職としてA社に勤務し、申立人と同日に取締役就任した同僚の社会保険事務所（当時）の記録並びに申立人の昭和53年10月及び56年11月の社会保険事務所の記録から、53年11月から54年9月までを26万円、同年10月から55年9月までを28万円、同年10月から56年9月までを30万円、同年10月を34万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主における納付義務の履行については、A社は既に解散し、元事業主は所在不明であることから、元取締役就任に照会したところ、当該元取締役は、保険料について納付したと回答しているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和60年10月3日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、30万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月31日から同年10月3日まで

私は、申立期間においてA社に勤務していたが、同社は昭和60年9月頃に倒産し、最後の2か月分の給与は未払となり退職金を含めて労働福祉事業団（当時）に未払賃金の請求を行った。ねんきん定期便を確認したところ、厚生年金保険の被保険者記録は同年2月までとなっていたが、同年3月以降も厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から、申立人が、昭和60年10月2日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和60年3月31日となっているが、当該処理が行われたのは同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった（以下「全喪」という。）同年9月30日より後の同年11月13日であり、同日に、申立人を除く81名についても同様の処理が行われていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿において、申立人を含む24名について、昭和60年10月の標準報酬月額の時決定の記録が取り消されているほか、59年9月の随時改定の記録が取り消されている者が3名おり、60年8月の随時改定の記録が取り消されている者が22名いることが確認できる。

さらに、A社については、昭和60年9月30日に全喪した旨の処理が行われているが、当該処理前の記録から、同日において、同社が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所（当時）がかかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が昭和60年3月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年10月3日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前の申立人の記録から、30万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を30万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（20万9,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月26日

A社（現在は、B社）における平成16年7月26日支払の賞与について、厚生年金保険の記録が20万9,000円となっているが、賞与明細書及び預金通帳の振込額から見ても明らかに30万1,000円で保険料が控除されていた。会社も当時、正しい支払額の賞与支払届を提出していないことを認めており、23年10月12日に賞与支払訂正届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとのことであったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成16年7月26日に支給された賞与に係る明細書から、申立人は、30万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、

社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月26日から同年10月1日まで
私がA社（現在は、C社）B工場に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が大幅に減額されている。給与明細書は無いが、給与が減額された記憶は無いため、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社本社における標準報酬月額は、昭和39年4月から40年2月までは1万8,000円と記録されているが、同社B工場における資格取得時である同年3月から同年9月までの標準報酬月額は1万2,000円と記録されている。

しかし、事業主が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人の昭和40年3月26日の資格取得時の標準報酬月額は、1万8,000円で決定していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の主張する標準報酬月額（1万8,000円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から55年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から55年7月まで

私の妻は、昭和55年7月頃、私が、「特別に、国民年金保険料を5年分遡って納付することができる制度がある。」と言ったことから、当時居住していたA市B区の区役所で、夫婦二人分の保険料を遡って納付した。同保険料を納付した妻は、まとめて納付した保険料の金額は、一人当たり16万円ぐらいだったと記憶している。私は、その妻が、夫婦二人分の保険料を遡って納付したのは事実であるにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が、申立期間の国民年金保険料を、区役所で、一括して納付してくれたと述べているが、当該期間の保険料を納付したとするその妻は、当該期間の保険料を納付するために必要な国民年金の加入手続について全く記憶しておらず、当該期間の保険料の納付方法や、遡って納付した期間についてもはっきりと憶えていないなど、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の妻は、昭和55年7月頃、当時居住していたA市B区の区役所で、夫婦二人分の国民年金保険料を遡って納付したと主張しているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、同年同月に転居した先のC市D区で、夫婦連番で払い出されており、申立内容と一致しない上、その前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、その妻が申立人の国民年金の加入手続を行ったのは、同年同月と推認されるため、同加入手続時点において、申立期間のうち、48年8月から53年3月までの期間は、時効により保険料を納付することができない。ちなみに、時効により納付義務

が消滅した期間の保険料を一括して納付するためには、過去3回実施された特例納付制度を利用するほかないが、同加入手続時点においては、最後に実施された第3回特例納付の実施期間後であり、同制度を利用することもできず、当該期間の保険料を納付するには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続時期と推認される昭和55年7月時点において、申立期間のうち、時効により納付義務が消滅しておらず、納付することが可能な53年4月から55年7月までの国民年金保険料を一括納付したとしても、その妻が納付したとする金額は、実際に当該期間の保険料として納付した場合の保険料額と大きく相違している。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても新たな証言や資料を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から55年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年6月から55年7月まで

私は、昭和55年7月頃、私の夫から、「特別に、国民年金保険料を5年分遡って納付することができる制度がある。」と聞き、当時居住していたA市B区の区役所で、夫婦二人分の保険料を遡って納付した。まとめて納付した保険料の金額は、一人当たり16万円ぐらいだったと記憶している。私は、夫婦二人分の保険料を遡って納付したのは事実であるにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、区役所で、一括して納付したと述べているが、申立人は、当該期間の保険料を納付するために必要な国民年金の加入手続について全く記憶しておらず、当該期間の保険料の納付方法や、遡って納付した期間についてもはっきりと憶^{おぼ}えていないなど、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和55年7月頃、当時居住していたA市B区の区役所で、夫婦二人分の国民年金保険料を遡って納付したと主張しているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、同年同月に転居した先のC市D区で、夫婦連番で払い出されており、申立内容と一致しない上、その前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、同年同月と推認されるため、同加入手続時点において、申立期間のうち、49年6月から53年3月までの期間は、時効により保険料を納付することができない。ちなみに、時効により納付義務が消滅した期間の保険料を一括して納付するためには、過去3回実施された特例納付制度を利用するほかないが、同加入手続時点においては、最後に実施された第3回

特例納付の実施期間後であり、同制度を利用することもできず、当該期間の保険料を納付するには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続時期と推認される昭和 55 年 7 月時点において、申立期間のうち、時効により納付義務が消滅しておらず、納付することが可能な 53 年 4 月から 55 年 7 月までの国民年金保険料を一括納付したとしても、申立人が納付したとする金額は、実際に当該期間の保険料として納付した場合の保険料額と大きく相違している。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても新たな証言や資料を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成2年3月まで

私は、昭和61年4月に市役所の出張所で年金手帳を持参して、国民年金の再加入手続を行った。再加入手続後の国民年金保険料については、自宅に届いた納付書により金融機関で毎月納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年4月に市役所の出張所で国民年金の再加入手続を行ったと主張しているが、i) 申立人は、59年10月に結婚しているものの、年金に係る申立人の氏名変更手続は、平成2年9月に行われていることがオンライン記録により確認できること、ii) 同年8月の国民年金第3号被保険者の該当届出は同年10月に事務処理され、申立期間直後の同年4月から同年7月までの国民年金保険料は、同年11月にまとめて納付されていること、iii) 申立期間当時、申立人が居住していた市の昭和61年度から平成元年度までの保険料検認記録簿には、申立人の国民年金手帳記号番号は記載されていないが、2年度の検認記録簿には、申立人の手帳記号番号が記載されていることが確認できることから、申立人は第3号被保険者の該当届出を行うに当たり、平成2年9月頃に国民年金に再加入し、その時点で、昭和61年4月に遡って国民年金の被保険者資格を取得したと考えるのが合理的である。

また、申立人の国民年金の再加入手続が行われた時期は、上述のとおり、平成2年9月頃と推認できるが、申立人は、申立期間の国民年金保険料を遡って納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人は、再加入手続後の国民年金保険料については、自宅に届いた納付書により金融機関で毎月納付していたと主張しているが、申立期間

直後の平成2年4月から同年7月までの保険料は、同年11月にまとめて納付されていることから、申立内容と一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても、具体的な納付を裏付ける新たな証言や資料を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月

私は、平成元年9月半ばに会社を退職したことにより、同年10月に、市役所の支所で私の国民年金の加入手続とともに、妻の国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行った。国民年金保険料については、社会保険事務所（当時）から送られてきた納付書により、市役所の支所又は金融機関で納付したと思う。妻は保険料が納付済みとなっているが、夫婦二人の手続をしておきながら妻の保険料のみを納付するとは考えられない。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職したことにより、平成元年10月に、市役所の支所で自身の国民年金の加入手続及び妻の国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行い、後日送られてきた納付書により国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間は、国民年金の未加入期間とされており、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間当時、新たに年金手帳を受け取った記憶は無いと述べている上、申立人が現在所持している年金手帳には、国民年金手帳記号番号の記載が無く、国民年金の加入手続を行った形跡はみられない。

さらに、申立人は、申立人の当時のスケジュール帳及び妻がメモを書き込んでいたカレンダーに、平成元年10月12日に市役所の支所に行った旨が記載されていることから、その時に夫婦二人の国民年金の加入手続等を行ったと主張しているが、その妻の国民年金保険料収納簿及びオンライン記録を見ると、同年同月に国民年金の種別変更手続を行った形跡は見当たらないこと

から、申立人の主張と一致しない。

加えて、申立人は、平成元年 10 月に国民年金の加入手続を行ったところ、後日、社会保険事務所から国民年金保険料の納付書が届いたと述べているが、同年同月に手続を行ったとすると、市役所から現年度納付書が郵送されるはずであり、社会保険事務所から届いたとする申立人の主張は不自然である上、その妻は申立期間の保険料を過年度納付していることから、社会保険事務所から届いたとする納付書は、妻のものであったと推認できる。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月から42年3月まで

私が20歳になったときに、役所から国民年金への加入を勧める通知が届いたので、私が母親に国民年金の加入手続を頼んだ。時期は定かではないが、母親が、私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。

私の国民年金の被保険者資格取得時期は、昭和40年5月とされているので、その時期から母親が、私及び母親の二人分の国民年金保険料を一緒に集金人に納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は定かではないが、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期である昭和40年5月から、申立人及びその母親の二人分の国民年金保険料を一緒に集金人に納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母親は既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳は、昭和43年6月に発行されていることが、申立人が居住する市の国民年金手帳交付名簿により確認できることから、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、同年同月頃であると推認できる上、申立人の母親の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、その母親の国民年金の加入手続が行われたのは49年4月から同年8月頃までの間であると推認でき、その母親が、申立期間当時に、申立人及びその母親の国民年金保険料を一緒に集金人に納

付していたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期が昭和 40 年 5 月とされているので、その時期からその母親が、申立人及びその母親の二人分の国民年金保険料を一緒に集金人に納付していたはずであると主張しているが、この被保険者資格取得時期は、保険料の納付の有無にかかわらず、加入手続時点で強制加入期間であれば遡及されることから、保険料の納付の始期を特定するものではない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年2月から51年3月まで

私は、国民年金の加入手続を行った時期や場所をはっきり憶^{おぼ}えていないが、国民年金は20歳から強制加入であり、私が所持する年金手帳の「はじめて被保険者となった日」も昭和46年*月とされているので、同年同月から国民年金に加入していたと思う。申立期間の国民年金保険料については、私が、仕事の現場近くの郵便局で、納付書により3か月ごとに納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った時期や場所をはっきり憶^{おぼ}えていないが、国民年金は20歳から強制加入であり、申立人が所持する年金手帳の「はじめて被保険者となった日」も昭和46年*月とされているので、同年同月から国民年金に加入していたと思うと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、51年4月頃に行われたものと推認でき、国民年金加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、年金手帳の「はじめて被保険者となった日」は、加入手続時期に関係なく、強制加入期間の初日まで遡及して記載されるものであることから、加入手続時期を特定するものではない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年4月に払い出されていることが確認でき、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住していたとしており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を仕事の現場近くの郵便局

で、納付書により3か月ごとに納付していたと主張しているが、納付したとする金額は、申立期間当時の保険料額と相違している上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から同年8月まで

私が20歳になった昭和37年*月に、私の母親は、私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしてくれた。申立期間は母親自身と私の保険料を一緒に納付してくれていたはずであり、私のみ申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその母親は、既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日から、初めて公的年金の被保険者となった厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後の昭和39年9月頃と推認され、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料は、制度上、納付することができない上、前述の加入手続が行われた時点を基準とすると、申立期間のうち、37年7月及び同年8月の保険料は、過年度納付することはできるが、申立人は、母親から申立期間の保険料を遡って納付したり、まとめて納付したと聞いた記憶が無いと述べている。

さらに、申立期間の大半は、推認される加入手続時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、申立期間当初から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区域に居住しており、別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず

ない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月から6年3月まで

平成3年4月から学生も国民年金に強制加入となったが、私の両親はそのことを知らず、6年3月まで未納の状態であったが、その後、私の母親が、同年4月に市役所で私の国民年金の加入手続を行い、未納の国民年金保険料を遡って一括で納付してくれたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関しては、直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとされる母親は、加入手続の時期及び納付額の記憶は曖昧である。

また、申立人は、その母親が、平成6年4月に市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、申立期間の国民年金保険料を一括納付していたと主張しているが、市役所の記録から、申立人の国民年金加入手続は、同年11月30日に行われたと確認でき、申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人の兄の国民年金手帳記号番号は申立人と連番で払い出されており、その兄も平成6年3月以前は申立人と同様に未納となっていることが確認できる上、申立人は、申立期間の前後を通じて継続して同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月から9年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月から9年6月まで

国民年金については、加入や納付について自宅に手紙が届いていたので、常々、加入手続をし、国民年金保険料を納付しなければいけないと思っていたところ、平成9年*月に亡くなった父親の諸手続のために区役所に何回か通っている際に加入手続をし、父親の死亡に伴う保険金や退職金等の入金があったので、それまで支払っていなかった保険料を何回かに分け、まとまった金額を支払ったのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、父親が亡くなった平成9年*月以降に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を同年10月頃に区役所の窓口で納付したと主張しているが、年金手帳に記載されている手帳交付日及びオンライン記録の基礎年金番号付番日から、申立人が国民年金加入手続を行った日は、10年11月13日であることが確認でき、この時点まで申立期間は未加入期間であり、加入手続時点において、申立期間のうち6年2月から8年9月までの期間は時効により保険料を納付することはできない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立人は、9年1月1日時点において年金の未加入者であったため、他の基礎年金番号が付番されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、国民年金の加入手続時点において、申立期間のうち、平成8年10月から9年6月までの国民年金保険料を遡って納付することは可能であるが、区役所では過年度の保険料の納付書の発行は行っていたが収納業務は行われておらず、申立内容と一致しない上、申立人が申立期間の保険料を納付した

とする時期は、同年1月の基礎年金番号の導入後であり、基礎年金番号に基づき、保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から同年9月までの期間及び56年8月から58年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月から同年9月まで
② 昭和56年8月から58年4月まで

私は、申立期間①当時に、国民年金の加入手続きを行ったかどうか定かではないが、母親と一緒に町役場に行き、母親が、母親自身の国民年金保険料を一度にまとめて納付する際に、申立期間①の保険料として、1,000円ぐらいを納付してくれたことを憶えている。

また、私は、昭和58年5月に、国民年金の加入手続きを行った記憶は無いが、自宅を建て替える際に住宅金融公庫の融資を受けたのなら、国民年金保険料の未納が無い方がよいと知人に教えられていたので、町役場で申立期間②の保険料として、10万円ぐらいを遡ってまとめて納付した。

申立期間①が国民年金に未加入とされ、申立期間②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①当時に、国民年金の加入手続きを行ったかどうか定かではないが、その母親と一緒に町役場に行き、その母親が、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、昭和56年8月であることが、申立人の被保険者名簿により確認できる上、オンライン記録でも、申立期間①当時に、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、申立期間①は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年6月に払い出されてお

り、申立期間①当時に、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 58 年 5 月に、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、町役場で申立期間②の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと主張しているが、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、60 年 6 月に払い出されており、申立期間②直後の 58 年 5 月から 59 年 5 月までの保険料は、60 年 5 月に一括して納付されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は、同年同月頃に行われたものと推認でき、それまでは、申立期間②は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間であったものと考えられる。

加えて、申立人及びその母親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から61年3月まで

私の国民年金については、母親が必要であるということから、私の母親が区役所で加入手続を行い、母親の口座から振替納付を行っていた。結婚後は、私の口座から振替納付を第3号の切替え前の昭和61年3月まで行っていたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を昭和45年7月から49年頃までは母親がA金融機関から振替による納付を行い、同年以降から61年3月までは申立人がB金融機関から振替による納付をしていたと主張しているが、A金融機関及びB金融機関は、共に申立期間において国民年金保険料を振替による納付で行うことは可能であったものの、申立期間の納付に係る記録は既に破棄していると回答している上、A金融機関に係る振替については、母親は既に亡くなっているため証言を得ることはできず、B金融機関に係る振替については、申立人が詳細を記憶していないことから、申立期間における国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の所持する年金手帳によると、申立人は、第3号被保険者となった昭和61年4月に国民年金の資格を取得しており、当該届出の処理日はオンライン記録から同年9月10日と確認できることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡

も見当たらない。

さらに、申立期間は189か月に及び、これだけの長期間にわたる事務処理を同一の行政機関が続けて誤ることも考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 3 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月から 57 年 3 月まで

私の妻が、結婚を契機に私がそれまで国民年金に加入していなかったことを知り、昭和 58 年 2 月頃に、私の国民年金の加入手続を区役所で行ってくれた。加入手続時に、それまで未納だった国民年金保険料について区役所の担当者に相談し、一括で納付できないと思い、数回に分けて納付できる納付書を発行してもらった。妻が、数日後、区役所から送られてきた納付書で、それまで未納だった私の保険料を数回に分けて自宅の近くの金融機関で納付してくれた。区役所から送られてきた納付書の保険料は全て納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、区役所で昭和 58 年 2 月頃に申立人の国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は同年同月と推認できるが、その時点において、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、同年同月は特例納付の実施期間ではないことから、特例納付により申立期間の保険料を遡って納付することはできない。

また、申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料を遡って数回に分けて納付したと主張しているところ、前述の加入手続時点を基準とすると、過年度納付が可能となる期間は、申立人の申立期間のうち昭和 56 年 1 月から 57 年 3 月までの期間となり、当該期間の保険料を遡って納付するためには、社会保険事務所（当時）が発行する過年度保険料の納付書が必要であるが、その

妻は、社会保険事務所から、過年度分の納付書を発行してもらっていないと述べている上、納付書を送付してきたとする同区役所では、過年度保険料の納付書の発行は行っていない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6537

第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月

私は平成8年2月に勤務先を退職した後、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、口座振替により納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年2月に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、口座振替により納付していたと主張しているが、申立人が当時居住していた市の収滞納一覧表及び過年度収滞納一覧表では、当該期間の保険料は未納となっている上、申立人は当該期間の保険料を遡って納付した記憶は無いとしている。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年12月から9年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月から9年2月まで

ねんきん定期便を見て、私がか会社を退職した平成8年12月以後の3か月が、国民年金の記録上空白となっていることに気が付いた。国民年金保険料については、妻が、納付書で私と妻の二人分を金融機関等で一緒に納付したはずである。申立期間について、一緒に納付していた妻は、保険料が納付済みであるのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年12月から9年2月までの国民年金保険料は、その妻が申立人と妻自身の保険料を一緒に納付したはずであると主張しているが、申立人の国民年金における被保険者資格取得日は、申立人の所持する年金手帳に平成11年10月31日と記載されている上、申立人の会社退職後の平成8年12月においては、基礎年金番号制度による管理が開始される前であるため、厚生年金保険被保険者の資格喪失後、被保険者自身で国民年金の加入手続を行うことになるが、申立人が申立期間に加入手続を行った形跡はうかがえないことから、社会保険事務所（当時）が申立人に納付書を送付することは考え難い。

また、申立期間の妻の国民年金保険料は、前述の申立人の資格取得日より前の平成10年10月26日に過年度納付されたものであることがオンライン記録から確認でき、妻が申立人の申立期間の保険料を一緒に納付したとは考え難く、申立人の資格取得日を基準とすると、申立期間は時効により遡って保険料を納付することができない期間である上、申立人は、申立期間以前から現在まで、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間における申立人の妻の国民年金第1号被保険者への種別変更処理（第3号被保険者資格喪失処理と同時）が、平成9年8月15日に行われていることがオンライン記録で確認でき、その妻は、既に、昭和52年4月26日に国民年金の被保険者資格を取得しており、平成8年12月から9年2月までの妻の第1号被保険者期間は、国民年金保険料を納付すべき未納期間となることから、保険料徴収権が時効となる前に、社会保険事務所から、申立人の妻にのみ過年度納付書が送付されたものとするのが自然である。

加えて、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から60年3月まで

私は、昭和44年に結婚したことを契機に、市役所の支所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、現在所持している年金手帳が交付された。その際に、国民年金保険料を遡って納付することができると思っていたので、20歳から未納となっていた夫婦二人分の保険料を遡って納付した。その後の保険料については、集金人又は金融機関で夫婦二人分を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年に市役所の支所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、夫婦二人分を一緒に納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期、保険料の納付金額等についての記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日及び申立人の国民年金保険料の納付記録から、昭和62年6月と推認でき、その時点において、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、これまで交付された年金手帳は1冊のみであるとしている上、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその妻についても、申立期間の保険料が未納となっている。

加えて、申立期間は 219 か月に及んでおり、これだけの長期間にわたる事務処理を、同一の行政機関が続けて誤ることは考え難い。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から60年3月まで

私の夫は、昭和44年に結婚したことを契機に、市役所の支所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、現在所持している年金手帳が交付された。その際に、夫は、国民年金保険料を遡って納付することができるを知っていたので、20歳から未納となっていた夫婦二人分の保険料を遡って納付した。その後の保険料については、集金人又は金融機関で夫婦二人分を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年に市役所の支所で、その夫が夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、夫が夫婦二人分を一緒に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとするその夫は、国民年金の加入手続を行った時期、保険料の納付金額等についての記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日及び申立人の国民年金保険料の納付記録から、昭和62年6月と推認でき、その時点において、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、これまで交付された年金手帳は1冊のみであるとしている上、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその夫についても、申立期間の保険料が未納となっている。

加えて、申立期間は 221 か月に及んでおり、これだけの長期間にわたる事務処理を、同一の行政機関が続けて誤ることは考え難い。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から 58 年 3 月まで

私は、昭和 55 年 1 月に会社を退職し、その月に区役所で国民年金加入の
手続を行った。当時、妻は国民年金に任意加入していたので、妻の種別変
更の手続も一緒に行った記憶がある。当時の国民年金保険料の納付は、妻
に任せていたのでよく分からないが、口座振替になる平成元年までは、二
人分の保険料を妻が自宅で集金人に払っており、申立期間における妻の年
金記録は納付済みとなっている。

国民年金保険料の納付は義務だと思って納付し続けており、申立期間が
未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 1 月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、
申立人の国民年金被保険者名簿から、申立人が国民年金の加入手続を行った
のは、59 年 4 月であることが確認でき、申立内容と一致しない。

また、申立人が、国民年金の加入手続を行ったとされる昭和 59 年 4 月の時
点において、申立期間のうち、55 年 1 月から 56 年 12 月までの期間は、時効
により国民年金保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保
険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要が
あるが、申立人は、申立期間の始期から手帳記号番号の払出時期を通じて、
同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考え難く、
その形跡も無い。

さらに、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から 58 年 3 月までの期間は、前
述の加入手続時点を基準とすると、過年度納付が可能な期間であるが、国民
年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間直後の 58 年 4 月から 59 年

3月までの国民年金保険料を同年12月にまとめて過年度納付していることが確認できるものの、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻は、保険料を遡ってまとめて納付したことは無く、申立期間についても遡って納付したことは無いと述べている。

加えて、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年12月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年12月から60年3月まで

私は、昭和55年12月頃に、その当時勤務していた店の経営者の母親に勧められたので、市役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、当初は、送付されてきた納付書に現金を添えて市役所の出納課で毎月納付し、昭和58年頃からは、銀行の窓口で毎月納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年12月頃に、市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、60年8月頃であると推認でき、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において払い出されていることが確認でき、申立人は申立期間を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当初は、送付されてきた納付書に現金を添えて市役所の出納課で毎月国民年金保険料を納付し、昭和58年頃からは、銀行の窓口で毎月保険料を納付していたと主張しているが、申立期間当時、申立人が居住していた市における保険料の納付は、3か月ごとであったことが確認できる上、申立人は、申立期間の保険料の納付金額についての記憶が無いことから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 2 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月から 56 年 3 月まで

私は、申立期間当時、大学生及び大学院生であったが、昭和 54 年 4 月に、母親が市役所で、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと聞いている。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 4 月頃、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の加入手続は、58 年 7 月と推認され、申立内容と一致しない。

また、申立人は、昭和 58 年 7 月は大学院生だったと述べているところ、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとするその母親は、申立人の加入手続時期については、申立人が大学院博士課程の頃であったと思うと述べており、加入手続が行われたと推認される時期と一致している。

さらに、申立人は、申立期間当時、大学生及び大学院生であり、国民年金に加入するには、制度上、任意加入することになるが、申立人が所持する年金手帳には、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日は、申立人が申立期間当時の大学院修了後に就職した会社を退職した日の翌日の昭和 58 年 6 月 1 日と記載されており、オンライン記録でも、同年同月より前に国民年金の被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、申立期間当時、国民年金の加入手続はなされておらず、当該期間は未加入期間となり、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される同年 7 月の時点で、遡って被

保険者資格を取得することも、国民年金保険料を納付することもできない期間である。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、その形跡は見当たらないことに加え、戸籍の附票でも、当該期間当時、申立人が居住していた市以外に住居登録していた事実が確認できないことから、申立人が同市以外で国民年金に加入していたとは考えにくい。ちなみに、当該期間が、強制加入被保険者とされていたとしても、昭和 58 年 7 月時点では、時効により保険料を納付することはできない。

その上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から54年3月まで

私は、時期や場所については分からないが、申立期間当時に、父親又は母親が、私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。国民年金保険料については、父親又は母親が、父親が経営していた店へ来た集金人に、私、父親及び母親の3人分を一緒に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期や場所については分からないが、申立期間当時に、その父親又は母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、その父親が経営していた店に来た集金人に、申立人、その父親及び母親の3人分の国民年金保険料を一緒に納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその父親及び母親は、既に亡くなっていることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和55年1月頃であると推認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年3月頃に払い出されていることが確認できる上、申立人は、継続して同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年3月までの期間、同年7月から同年9月までの期間、61年10月から62年3月までの期間、同年6月から63年3月までの期間、平成2年1月、3年9月、4年4月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年1月から同年3月まで
② 昭和60年7月から同年9月まで
③ 昭和61年10月から62年3月まで
④ 昭和62年6月から63年3月まで
⑤ 平成2年1月
⑥ 平成3年9月
⑦ 平成4年4月
⑧ 平成4年8月

私は、母親に勧められ、昭和50年1月に区役所で加入手続を行い、毎月、国民年金保険料を銀行で納付してきた。離婚後、保険料納付が困難となり、社会保険事務所（当時）に国民年金をやめたいと相談に行ったところ、17年以上納付したのだから、もう一度納付書を作成してあげるのだから、25年を満たすまでは頑張った方がいいと助言され、その後も銀行で毎月、納付を行ってきた。申立期間①から⑧までの保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までについて、申立人は、毎月、国民年金保険料を銀行で納付してきたと述べているが、当該期間は近接している上、申立人は、当該期間を通じて同一区内に居住し続けており、同一の行政機関が複数回事務処理を誤ることは考えにくい。

また、申立期間⑤から⑧までについて、オンライン記録によると、当該期

間の国民年金保険料は、「時効期間納付」を理由に過誤納となり、その後、申立期間⑤の保険料については、平成4年3月に、元年2月の保険料に充当され、申立期間⑥の保険料については、5年11月に、申立人自身の銀行の預金口座に還付され、申立期間⑦の保険料については、6年6月に、4年5月の保険料に充当され、申立期間⑧の保険料については、6年10月に4年9月の保険料に充当されていることが確認でき、それぞれ納付済みとはならなかったものと考えられる。

さらに、平成元年4月から5年9月までの期間のうち、収納日を確認することができる申立人の国民年金保険料の納付状況は、それぞれ2年の時効が経過する直前に過年度納付されていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 12 月 1 日から 11 年 8 月 1 日まで
私は、A社に平成 8 年 12 月 1 日に入社し、1 週間の研修を受けた後に、C職としてB店舗で11年 7 月 31 日まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。当時の同僚 1 名は、入社当初の給与から厚生年金保険料が控除されていたと言っており、私も申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、調査して申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間にA社B店舗において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人がA社B店舗において同じC職として勤務していたと名前を挙げた同僚は、「私は、平成 8 年 3 月 1 日から同社B店舗に勤務しており、入社時に店長から、試用期間経過後に社会保険又は国民年金に加入するか選択できると聞いたので、約 3 か月後に社会保険に加入することを選択し、書面により手続を行った。」と述べているところ、この同僚は同年 5 月 26 日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、当時の同僚 17 名に文書照会を行ったところ、回答があった 6 名のうち 4 名は、「同社では当時、厚生年金保険の加入は希望制であった。」と述べている。

また、申立人が入社当初の給与から厚生年金保険料が控除されていたと述べているとして名前を挙げた別のC職の同僚は、「私は、平成 8 年 9 月 20 日からA社B店舗に勤務していたが、申立期間当時は厚生年金保険に加入していなかったため、18 年 7 月までは国民年金に加入し、保険料を

自ら納付していた。」と回答している。

さらに、A社における前記の同僚2名を含む11名について、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況を見ると、両者の加入期間は全て一致していることから、同社では厚生年金保険と雇用保険は一体として取り扱われていたことがうかがえるところ、申立人は雇用保険の加入記録を確認することができない。

加えて、同僚から申立期間当時一緒に勤務したとして名前の挙がった同僚についてA社における厚生年金保険の加入記録を調べたところ、記録が確認できない者が複数名存在することから、同社においては、申立期間当時、希望制などにより必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、A社は、申立人に係る書類は保管されていないため、給与から厚生年金保険料を控除していたかは不明である旨回答している上、申立人も、厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から27年5月1日まで
② 昭和28年7月21日から36年9月6日まで

厚生年金保険の記録によると、私が勤務したA社B工場及びC社（現在は、D社）E工場に係る厚生年金保険の被保険者期間については、脱退手当金を支給済みとなっているが、受給した記憶は無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務していたA社B工場に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる申立人の厚生年金保険被保険者期間及び当該期間に係る標準報酬月額合計額を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した記録があるほか、脱退手当金支給の根拠条文である旧厚生年金保険法第48条の2項を示す「48.2」と記載されている。

また、申立人に係る脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②に係るものと2回にわたり支給されたと記録されているところ、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなく、申立てに係る事業所及び支給事務を行った管轄の社会保険事務所（当時）も異なっていることから、2回とも申立人の意思に反して請求されているということは考え難い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間である2回の被保険者期間は、同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は、別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月 1 日から 54 年 7 月 26 日まで

私は、昭和 52 年 8 月 1 日から 54 年 7 月 25 日まで A 社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。病気治療のため入院することになり、同社を退社したが、会社の健康保険を使っていたと記憶しており、給与から厚生年金保険料も控除されていたと思う。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が同僚として名前を挙げた者の証言により、期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A 社の元事業主は、連絡先が不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人及び上記の同僚が、A 社で申立人と同じ B 職として勤務していたと名前を挙げた複数の同僚は、オンライン記録において、同社に係る厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認でき、同社では全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった事情がうかがえる。

さらに、申立人は、A 社に係る健康保険被保険者証を使用して入院した旨供述していることから、申立人が入院したとする病院に照会したところ、当該病院から提供された申立人に係る診療録によると、申立人が使用した健康保険は、申立人が申立期間後の昭和 54 年 10 月 19 日に資格取得した C 社に係る健康保険であったことが確認できる上、当該病院は、初診日について、「初診月日までは教えられないが、時期は 55 年である。」と回答している。

加えて、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等を所持しておらず、このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 5 月から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 29 年 12 月 1 日から 31 年 9 月まで

私は、昭和 29 年 5 月に A 社へ入社し、31 年 9 月頃まで勤務した。しかし、ねんきん定期便の記録では、29 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間だけが被保険者期間となっている。学校の紹介で入社したのだから、そんな短期間で辞めるわけがなく、3 年ぐらいは勤務したはずである。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の供述から、申立人が当該期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、A 社は、昭和 29 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間については適用事業所でなかったことが確認できる。

また、A 社の元事業主は当時の資料は無い旨回答していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、当該期間も継続して A 社に勤務していたと述べている。

しかし、A 社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立人の資格取得日（昭和 29 年 7 月 1 日）以降に資格取得した同僚 3 名へ照会したところ、申立人のことを記憶している者はおらず、当該同僚からも、申立人が当該期間において、同社に継続して勤務していたことをうかがえ

る証言を得ることができなかった。

また、A社の元事業主は当時の資料は無い旨回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月頃から同年 5 月 9 日まで
② 昭和 37 年 5 月頃から同年 9 月頃まで
③ 昭和 37 年 12 月頃から 42 年 8 月頃まで
④ 昭和 42 年 9 月頃から 43 年 5 月頃まで
⑤ 昭和 43 年 9 月頃から 44 年 2 月頃まで
⑥ 昭和 48 年 4 月頃から同年 6 月頃まで
⑦ 昭和 51 年 8 月 20 日から 52 年 3 月頃まで
⑧ 昭和 61 年頃の 3 か月間
⑨ 昭和 62 年頃から平成元年頃まで

厚生年金保険の記録によると、A社に勤務していた申立期間①、B氏の下でC職として勤務していた申立期間②、C職としてD社に勤務していた申立期間③、C職としてE社に勤務していた申立期間④及び⑥、C職としてF社に勤務していた申立期間⑤、C職としてG社に勤務していた申立期間⑦、C職としてH社に勤務していた申立期間⑧、C職としてI社に勤務していた申立期間⑨がそれぞれ、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

いずれの期間も勤務していたのは、間違いないので、調査の上、申立期間①から⑨までを、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人がA社の同僚として名前を挙げた者の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録によると、A社は昭和 57 年 8 月 1 日に厚生年

金保険の適用事業所になっており、当該期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社は「当社は個人経営店として創業し、昭和48年に株式会社となり、57年8月から厚生年金保険に加入した。」と回答しているところ、オンライン記録により、同社の元代表取締役及び上記同僚は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

さらに、A社は「当時の資料は保管していない。」と回答していることから、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人はB氏の下で勤務し、当時J市に所在したK社の工事に携わったとしているところ、当時のJ市明細地図により、申立人が記憶する地に同社が所在していたことが確認できるとともに、同社は当時C職を営むB氏という人物がいた旨回答していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同氏の下で勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人は、B氏は個人経営のC職であったと述べている上、J市を管轄する法務局に対する照会結果において、B名称の事業所に係る商業登記の記録は確認できず、厚生年金保険の記録においても、J市に所在するB名称の適用事業所は見当たらない。

また、申立人は給与支払形態について、勤務日数に応じた手間賃であったと述べている上、申立人は、B氏の名前を記憶していないため、同人を特定することができないことから、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間③について、申立人のD社の所在地についての記憶は詳細かつ具体的であり、当時の明細地図と一致していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人は同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録において、L市に所在するD社名の厚生年金保険の適用事業所は見当たらず、L市を管轄する法務局への照会によっても同社名の商業登記の記録は確認できない。

また、申立人は給与支払形態について、勤務日数に応じた手間賃をもらっていたと述べている上、申立人がD社の元代表取締役及び同僚として名前を挙げた者は、いずれも連絡先が不明のため、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間④及び⑥について、申立人は、E社では請負契約であったと述べている。

また、E社は「当時の従業員名簿及び厚生年金保険に関する資料を確認したものの、申立人の氏名は見当たらず、当時の在籍者に対する照会によっても、申立人を記憶している者はいなかった。また、当時、当社ではC職については個人、法人とも請負契約であり、当社の社員扱いでなかっ

た。」と回答している。

さらに、E社の元社員は「同社では正社員のほかに請負契約の者が業務に従事していた。」と述べており、同僚調査によっても申立人の当該期間における厚生年金保険料控除がうかがえる証言を得ることはできなかった。

申立期間⑤について、商業登記の記録により、申立人が記憶する地にF社が所在していたことが確認できることから、申立人は、勤務期間は特定できないものの、同社に勤務していたことはいかがえる。

しかし、F社の元事業主からは回答を得られないため、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、F社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できることから、同社の元事業主及び元役員は、当該期間を含む期間において、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

申立期間⑦について、申立人は、G社では請負契約であったと述べている。

また、オンライン記録において、G社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、G社は既に解散しており、元事業主の所在も不明なため、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間⑧について、商業登記の記録により、申立人が記憶する地にH社が所在していることが確認できることから、勤務期間は特定できないものの、申立人は同社に勤務していたことはいかがえる。

しかし、厚生年金保険の記録において、H社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人は給与の支払形態について、勤務日数に応じた手間賃をもらっていたと述べている上、H社の元事業主は既に死亡しており、同社からの回答も得られないことから、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間⑨について、申立人は、I社では請負契約により勤務していたと述べている。

また、オンライン記録によると、I社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成8年7月1日であり、当該期間において同社は適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、I社は、「当社は、平成8年7月から厚生年金保険の適用事業所となっており、適用事業所となる前は、取締役を含む社員は国民年金に加入していた。」と回答しているところ、オンライン記録により、同社の代表取締役、取締役及び申立人はいずれも当該期間において国民年金に加

入し、保険料を納付していること確認できる。

このほか、申立人は申立期間①から⑨までについて、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、厚生年金保険料控除をうかがえる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑨までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から6年4月1日まで
厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A社（現在は、B社）に昭和27年4月1日から平成6年3月31日までの期間継続して勤務していたはずなのに、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてもA社に勤務していたと主張している。

しかし、雇用保険の加入記録によると、申立人は、平成4年9月30日に離職となっている上、B社が保管するデータ記録における申立人の退職日も同日と記録されていることが確認でき、両者の離職日は一致している。

また、C健康保険組合の保管するデータ記録に基づく回答及びD企業年金基金の保管する加入員番号払出簿による中途脱退年月日の記録から、申立人の健康保険及び厚生年金基金の資格喪失日は、平成4年10月1日となっており、これは、申立人のオンライン記録における資格喪失日と一致している。

さらに、B社は、「当社のデータによると、申立人は平成4年9月30日に退職しているが、仮に、退職後に再雇用した場合、従前の社員番号ではなく、新たな社員番号が付される。しかし、申立人について新たな社員番号が確認できないことから、再雇用はしていないはずである。」と回答している。

加えて、オンライン記録によると、申立人は平成4年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日に特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生していることが確認できるところ、7年4月1日以前においては、

特別支給の老齢厚生年金を受給するためには、退職（被保険者資格の喪失）が要件とされていたことから、申立期間において在職していたとは考え難い。

また、B社は、上記データ記録以外の関係書類は無いと回答しており、申立期間の保険料控除について確認することはできない上、複数の同僚に照会したものの、申立期間における申立人の勤務実態についての供述が得られない。

さらに、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7537 (事案 1383 の再々申立て、事案 6313 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月1日から39年4月1日まで

A社には、昭和36年4月1日に入社して、45年3月31日まで継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、同社に勤務していた期間のうち、申立期間について被保険者記録が欠落しているため、申立期間を被保険者期間として認めてほしいと申立てを行ったが、初回、前回の申立てでは記録の訂正は認められなかった。

しかし、夫はA社には同社の自動車通勤していたし、仕事は日曜、祝日も無く休むこと無く働き、甥^{おい}は私たちのアパートに住み一緒に働いたのに、記録の訂正が認められなかったことに納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票において、申立期間に申立人の名前は確認できない上、整理番号に欠番も無く、同社の事業主は、同社と同一所在地においてB社(C業務)を経営しており、両事業所の厚生年金保険被保険者記録がある同僚が2名いるものの、オンライン記録及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の両方に、申立人の名前は見当たらず、整理番号に欠番も無い上、申立期間においては申立人の雇用保険の加入記録も確認できない。

また、申立人が提出した昭和38年11月の社員旅行の写真について、氏

名が判明した申立人を除く 12 名のうち、3 名が同年 11 月において厚生年金保険の被保険者資格を既に喪失していること、厚生年金保険被保険者記録上、12 名全員が被保険者である期間も無いことから、A 社では、勤務している者の全てを厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえること等から、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 10 月 15 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、再申立てに当たり、申立人は、申立期間当時、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを月々の給与明細書において確認しており、退職したことも無いと主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 8 月 10 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人の妻は、夫は A 社には同社の自動車通勤していたし、仕事は日曜、祝日も無く休むこと無く働き、甥^{おい}は私たちのアパートに住み一緒に働いたと主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、A 社の事業主に改めて確認したところ、「D 職の者は 20 ないし 30 名ぐらいいたが、一人一人が責任者と認識していた。仕事がある時は働いてもらうが、そうでない時は近隣の同業者から声がかかればそこへ行くというのは当たり前だった。私は社会保険のことはよく分からないので、税理士に依頼していた。」と供述している。

さらに、当時の A 社の社会保険事務を担当していた同僚に再度照会したところ、「申立人は近隣のほかの事業所に貸出しという形で働いていたように思う。ほかにも申立人と同様の者がいた。その場合、給与は A 社では支給せず、貸出先で支払われるので、社会保険も貸出先の取扱いに従って行われるのではないか。」と供述しており、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7538 (事案 7222 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 41 年 2 月 20 日まで

私の年金の記録を確認したところ、A社(現在は、B社)C支店に勤務した期間の厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金を支給済みとなっているので、第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正には至らなかった。しかし、同僚が、「庶務課の担当者から脱退手当金の説明を受けて、手続をしてもらい、脱退手当金を受け取った。」と言っていたので、その同僚の脱退手当金は会社が手続をしたかもしれないが、私は、その同僚と勤務していた部署が違うので、会社から脱退手当金の説明は受けていないし、脱退手当金を受け取っていない。第三者委員会で再度審議し、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後2ページに記載されている脱退手当金の受給資格を満たしている女性全員について脱退手当金の支給記録が確認できる上、そのうちの1名は事業所の担当者から説明があり、事業所が手続したと述べており、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる上、上記被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和41年3月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないとして、既に当委員会の決定に基づく平成23年11月9日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「同僚は以前から、『会社から説明があり、庶務課の

担当者が手続を行い、脱退手当金を受け取った。』と言っているが、その同僚と私は勤務していた部署が違うので、脱退手当金の説明は受けていないし、脱退手当金を受け取っていない。」として再申立てを行っているが、申立人が記憶する同僚は、当時のことはよく覚えていないが、脱退手当金支給済みの記録には納得していると述べている上、前回の申立てに際し、会社から説明があり、脱退手当金を受給したと述べている同僚は、申立人と同じ部署で勤務していたとしていることから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。